

令和元年第7回教育委員会臨時会議事録

令和元年8月7日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年8月7日(水)午後4時21分～午後4時29分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学校整備課長 渡邊 秀則

学校整備課長 岡部 義雄

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第58号 区長の権限に属する事務の教育委員会への委任協議について

目次

議案

議案第58号	区長の権限に属する事務の教育委員会への委任協 議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
--------	---	---

教育長 それでは、ただいまから令和元年第7回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の臨時会について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、本臨時会の案件につきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づく教育委員会から区長への協議案件として、意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、本日の臨時会を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、本日の臨時会につきましては非公開といたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1議案第58号「区長の権限に属する事務の教育委員会への委任協議について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

本議案は教育財産の寄付の申入れを受け入れるにあたり、区長と協議する必要があるために提出するものでございます。

まず「1委任協議する理由」について別紙1及び2をあわせてご覧ください。

令和元年7月26日に、方南小学校の東側隣地において、マンション建築中の野村不動産株式会社から寄附の申し入れがございました。

その内容は、方南小学校との敷地境界沿いに、地域住民が利用可能な遊歩道を造成する予定があり、当該敷地境界沿いにある塀等の工作物を整理するため、事業者の費用負担により区所有の方南小学校の万年塀を解体撤去するとともに、新たにフェンスを建設し、教育委員会に寄付したいというものでございました。

別紙2をご覧くださいますと、黄色で示しているところがござい
ますが、こちらが既存の万年塀でございます。当該万年塀につきましては、
区の点検結果において、破損や倒壊の恐れがないことを確認しており、
現在安全上の問題は特段ございませませんが、学校整備課において検討を進
めた結果、今回の申入れは地域住民の利便性に供する遊歩道の造成に伴
うものであり、かつ、新たに建設されるフェンスは学校施設整備指針の
基準に適合するものであることから、寄附の申入れを受け入れることと
したものでございます。

この場合の今後の手続きについてでございますが、地方教育行政の組
織及び運営に関する法律第22条におきましては、教育財産の取得及び処
分は区長の権限とされており、万年塀の解体及び撤去並びにフェンスの
寄附の受領は区長が行う事務となりますので、今後の事業者との調整や
工事中の学校現場の管理などは、区長部局の経理課が行うこととなりま
す。

しかし、一連の手続きの途中で所管課が入れ替わることにより、学校
への負担が増大するとともに、手続きにより多くの時間を要することと
なり、学校運営への影響が懸念されますので、学校運営への影響を最小
限に抑えるために、今後の手続きを可能な限り効率化し、一連の手続き
を教育委員会が一貫して行うことが適当であると考えております。この
ことから、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、区長の権限に
属する事務を教育委員会が委任を受けて行うことについて、区長に協議
するとしたものでございます。

次に、「2」をご覧ください。こちらは、区長に対して協議する具体的
な事務の内容についてでございます。

議案に記載のとおり、一つ目は、方南小の万年塀の解体及び撤去につ
いての事務、二つ目は、新たに建設されるフェンスの受領についての事
務としております。これらの事務の委任を受けることにより、一連の手
続きを教育委員会が一貫して行うことが可能となりますので、手続きに
要する時間や学校への負担の縮減につながり、学校運営への影響を最小
限に抑えることができるものと考えております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございま
したら、お願いいたします。

(「なし」の声)

庶務課長 それでは、無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第58号につきましては、原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは、以上で本日の臨時会で予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の臨時会を閉会いたします。